

一般社団法人栃木県病院薬剤師会
会長 臼井 悟 様

栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課長 秋田 光洋

医療機関における薬局への医薬品の不正譲渡について（通知）

本県の薬務行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、県内の医療機関において、医薬品の在庫が不足する薬局等に対して、繰り返し向精神薬を含む医薬品を不正に譲り渡していた事案が発覚しました。

このことは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第24条第1項（薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売又は授与等をしてはならない。）の規定に違反する行為を、医療機関が行っていたものであり、誠に憂慮すべき事態であると言わざるを得ません。

また、譲り渡していた医薬品の中には、向精神薬も含まれていたことから、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）第50条の16第1項（向精神薬営業者でなければ、向精神薬を譲り渡してはならない。）に違反する行為を併せて行っていたものとなります。

当該事案は、薬機法及び麻向法の認識が不足していた医療機関・薬局双方の薬剤師の軽率な行為に起因したのですが、従事者への教育訓練の不備等、組織全体における法令遵守に関する体制不備も確認されております。

つきましては、医薬品の適正な取扱いを含めた法令遵守について、改めて御確認いただくとともに、同様の事案の再発防止を図るため、下記事項について、貴会員に対し周知いただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 医療機関は、患者に交付することを除き、医薬品の販売又は授与等の販売行為を行わないこと。また、施用のため患者に交付することを除き、原則として、向精神薬を譲り渡さないこと。
- 2 医療機関に勤務する薬剤師にあつては、薬事に関する法令を遵守するため、業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規定の見直しや、定期的な教育訓練の実施など、実効性のある体制を確保すること。
- 3 医療用解熱鎮痛薬等※については、限定出荷を行っている状況を踏まえ、解熱鎮痛薬等を購入できないなどのケースに対応するため、厚生労働省にて相談窓口を開設していることから、該当医薬品の不足時には、必要に応じて相談すること。 ※解熱鎮痛薬、鎮咳薬、トラネキサム酸、去痰薬

▶ 厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29794.html

温泉・薬物対策担当
薬事審査担当
TEL:028-623-3119・3120
FAX:028-623-3116